

## Injury Alert (傷害速報) 類似事例

電動毛玉取り器の金属製網刃の誤飲による咽頭異物

(No.55 プラスチック製シールの誤飲による咽頭異物の類似事例 3)

|         |  |  |
|---------|--|--|
| 事例      | 年齢：11 か月 性別：女児 体重：9.0kg 身長：80cm  |  |
| 傷害の種類   | 誤飲   |  |
| 原因対象物   | 電動毛玉取り器の金属製網刃の一部   |  |
| 臨床診断名   | 中咽頭異物  |  |
| 医療費     | 295,570 円  |  |
| 発生状況    | 発生場所   | 自宅の居間  |
|         | 周囲の人・状況  | 母と一緒にいたが、家事をしていたため本児から目が離れていた  |
|         | 発生年月日・時刻   | 2019年5月X日(火) 午後4時50分頃  |
|         | 発生時の詳しい様子<br>と経緯   | 上記日時に、母が気づくと本児が電動の毛玉取り器を手にして噛んでいた。すぐに取り上げたが、毛玉を除去するための金属製網刃の一部が欠損しており(図1)、床には網刃の破片が複数散乱していた。児の口腔内にも網刃の一部と思われる異物が見えたため、母が摘出を試みたが摘出できなかった。再度口腔内を確認すると、異物は確認できなくなっていた。本児の機嫌が悪く、流涎が続くため、午後6時頃医療機関Aを受診した。X線検査で左咽頭に異物を認めたため、摘出目的に同日午後7時30分頃に医療機関B(大学病院耳鼻咽喉科)を紹介受診した。 |
| 治療経過と予後 | 医療機関Bでの初診時、口腔内・中咽頭に目視および喉頭ファイバースコープで確認できる異物はなかった。しかし、児の不機嫌と流涎が持続していたため、再度X線検査を施行すると、左中咽頭に網目状のX線不透過性異物を認めた(図2)。さらにCT検査を行うと、異物は左口蓋扁桃に埋没するように存在していることがわかった。非鎮静下では摘出困難と判断し、同日全身麻酔下での異物摘出術を行った。全身麻酔後に口蓋扁桃摘出術用の開口器で術野を展開すると、左扁桃窩に埋没する網目状の異物を同定できた。異物を周囲から鈍的に剥離し、摘出した(図3)。術後に明らかな合併症は生じず、翌日退院した。退院から1週間後に外来で経過を確認したが、明らかな異常所見や合併症は認められなかった。 |  |



図 1 電動毛玉取り器の欠損した網刃部分



図 2 X 線写真 (医療機関 B 受診時)

咽頭正面像で、網目状の X 線不透過性異物を認めた (白矢印)



図 3 摘出された異物

摘出操作により 2 つに割れたが、X 線写真 (図 2) 上の異物と形状が一致することが確認できた

## Injury Alert (傷害速報) 類似事例

キャップシールの誤飲による咽頭異物

(No.55 プラスチック製シールの誤飲による咽頭異物の類似事例 4)

|       |                                 |   |
|-------|---------------------------------|---|
| 事例    | 年齢：7か月 性別：男児 体重：8.7 kg 身長：69 cm |   |
| 傷害の種類 | 誤飲                              |   |
| 原因対象物 | 洗眼薬ボトルのキャップシール（長径 17mm×短径 12mm） |   |
| 臨床診断名 | 下咽頭異物                           |   |
| 医療費   | 167,970 円                       |   |
| 発生状況  | 発生場所                            | 自宅の居間   |
|       | 周囲の人・状況                         | 当時、本児と母のみ自宅にいた<br>母は同じ居間にいたが、周囲の片付けをしていたため、本児がものを口に入れたところは目撃していない   |
|       | 発生年月・時刻                         | 2019年12月X日（金） 午後2時30分   |
|       | 発生時の詳しい様子と経緯                    | 直前まで、本児は居間のおもちゃで遊んでいる様子であったが、突然口をもぐもぐさせる仕草がみられ、そのまま咳き込んで嘔吐した。母が周囲を確認したところ、なくなったと思われるものはなく、本児の状態が落ち着いたため様子を見ていた。午後5時30分頃、本児が再度嘔吐しそうになったため、医療機関Aを受診した。診察上、口腔内に異物は認められなかったが、咳き込んで嘔吐しそうになる様子が続いたため、医療機関B（総合病院）を紹介された。 |

治療経過と予後

午後 7 時に医療機関 B を受診した。CT 写真上、明らかな X 線不透過性異物は認められなかった。しかし、最近本児がティッシュやティッシュの箱をかじって食べてしまうことがあったという母の話から、X 線透過性異物を誤飲した可能性を考慮し、耳鼻科医に診察を依頼した。咽頭ファイバースコープにて、キャップシールが咽頭後壁に沿って食道入口部に留まっている状態が確認された。直達鏡下に鉗除し、呼吸状態に問題がないことを確認後、同日帰宅した。外来での経過確認は行っていないが、X+4 日に電話で本児が特に症状なく元気に過ごしていることを確認した。

尚、摘出されたキャップシール (図 2) は、母が市販の洗眼液ボトルを開封した際に剥がして洗面所のゴミ箱に捨てたはずのものであることが判明した。どこでどのように本児がこれを手 (口) にすることになったのかは不明である。洗面所は居間の隣にあり、ゴミ箱は高さ 30cm ほどで蓋のないタイプであった。発生当時、本児はずり這いが可能であったが、普段からベビーゲート等で児の行動範囲を制限するような対策はしていなかった。

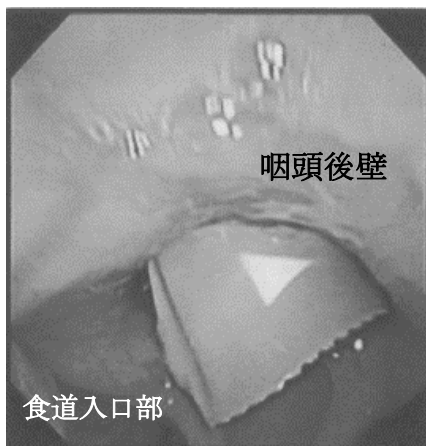


図 1 実際の内視鏡画像  
青色のキャップシールが、咽頭後壁に沿って食道入口部に留まっている



図 2 摘出されたキャップシール